

衆議院小選挙区の区割りの早期見直しに関する意見書

新潟県内の各市町村は、将来に向けた住民福祉の向上と行財政基盤の拡充を図るため、地域住民とともに市町村合併に取り組んできました。その結果、市町村数は112から35に大きく減少したところであり、各自治体においては、一体感の醸成が喫緊の課題であります。

しかしながら、衆議院議員の選挙区割りについては、公職選挙法により、行政区画に変更があっても選挙区は、なお従前の区域によるとされ、異なる選挙区の自治体が合併した場合は、有権者は従前の選挙区で投票することになります。当市においては、衆議院小選挙区において3つの選挙区に分かれているのが現状であります。

このような状況は、合併で新たに誕生した自治体を選挙区により分割し、地域住民ばかりか合併自治体内での一体感を著しく損なうことになり、今後のまちづくりの推進に大きな影響を及ぼすものと深く憂慮されます。

よって、国におかれては、地域住民の一体感の醸成による市町村の健全な発展と地域の実情に即した選挙の実施のため、衆議院議員選挙区について早急に見直しを実施されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年3月26日

長岡市議会議長 大 地 正 幸

(あて先)

内閣総理大臣、総務大臣